

# 高知県教育委員会 会議録

平成29年7月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成29年7月26日(水) 13:00

閉会 平成29年7月26日(水) 14:50

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育委員	平田 健一 (教育長職務代理者)
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
欠席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	木村 祐二

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課課長補佐	田中 健
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課課長	西内 清
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 丈晴 (会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

###### 【冒頭】

教育長職務代理者 7月定例委員会を開催する。

教育次長 (提案説明)

職務代理者 付議第4号及び第5号は個人に関する情報を含む議案のため、付議第6号及び第7号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとする。  
賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

職務代理者 それでは、付議第4号から第7号を非公開の取り扱いとする。

##### 【付議第1号 高知県教員育成協議会の設置に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

八田委員	5ページの第2条第2号には、「当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学」とあるが、この文面からすると採用されている教員が何人以上いるかなど、取り決めがあるのではないかと思うが、具体的に何かあるのか。
事務局	この点については、最も採用人数が多い大学ということで考えている。その結果、高知大学の採用に占める割合が最も多いということで、今回、構成員に加えている。
八田委員	具体的にどれくらいの割合になるのか。
事務局	約4分の1、25%ほどである。
八田委員	もう一つの鳴門教育大学についても同じような意図であるということによいか。
事務局	鳴門教育大学については、これまでの経緯の中で、教員を大学院に派遣する事業を行ってきており、いわゆる現職教員の研修という点で、これまで長くご協力をいただいているという観点から加えさせていただいている。
八田委員	そうすると、第2条の第1号にあたるということによいか。
事務局	そうである。

八田委員	第2条の第2号は、その最も割合が多いということで決めるということ でよいか。
事務局	そうである。
竹島委員	委員の人数は9名と決まっているのか。
事務局	委員の人数は、法律及び文部科学省令でも高知県育成協議会設置要綱で も決めていない。
竹島委員	参考資料を読むと、研修の見直しとか教員の研修計画があるが、高知県 でいうと教育センターの所長は入らないのか。
事務局	教育センターは事務局という立場で入り、サポートをしていくという形 になると考える。高知県教育委員会としては、教育長が代表として委員を 務めるということになる。
職務代理者 各委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手
職務代理者	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成30年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関  
する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

中橋委員	入学区域について、中村特別支援学校は「高岡郡（四万十町）」と書いてあ るが、四万十町だけに限っているということか。これは高岡郡と記載しなけれ ばならないのか。
事務局	中村特別支援学校が関わるのは四万十町だけだが、他の区域が郡単位での書 き方になっているため、その書き方に合わせているということである。
中橋委員	四万十町だけに限っているのは距離的な問題か。
事務局	そうである。実際は旧十和村・大正町がそもそも中村特別支援学校の校区で、 旧窪川町は前から重複校区だったということもあり、そのままになっていた。 実際には、このような校区にしたとしても、旧十和村・大正町の方は、中村特 別支援学校にほぼ行かろうと想定することはできるが、みかづき分校のよう

	<p>な例もあり、また四万十町からの要望も受けており、四万十町にとっては、町内で校区が分かれていることは大きな問題だと聞いていたため、そういう点も、考慮させてもらった。</p>
中橋委員	<p>22 ページの訪問教育のところでは、入学区域は四万十町という書き方になっているが、そちらが分かりやすいのではないか。</p>
事務局	<p>もともとの書き方を、今回特に変えていなかったが、「四万十町」にしてもいいかもしれない。内容的には同じなので、分かりやすい表記にするのは差し支えない。</p> <p>14 ページの知的障害と肢体不自由の中村特別支援学校の校区の「高岡郡（四万十町）」を「四万十町」という書き方にする。</p>
職務代理者	<p>14 ページは2カ所修正するということである。昨年度までの課題は改善したということによいか。</p>
事務局	<p>できる限り学校の選択肢は広げたいということもあるが、学校のキャパシティの問題などもあり、全てを一度にとということにはならないが、少しずつ改善できるところは改善をしていきたいと考えている。</p>
職務代理者	<p>本事件の議決を求める。原案のうち資料14ページの「高岡郡（四万十町）」を「四万十町」に修正する案に賛成する委員は挙手をお願いする。</p>
各委員	<p>全員挙手</p>
職務代理者	<p>本事件を原案を一部修正のうえ議決する。</p>

【付議第3号 高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則議案  
（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

職務代理者	<p>この一部改正議案は、先ごろの国際中学校の改正と関連があるということか。</p>
事務局	<p>そうである。国際中学校の通学区域については、既に県内全域とするということで議決をいただいているが、この手続について、「通学区域の承認について高知県教育委員会が行う」という点で、今回改正をお願いするものである。</p>
八田委員	<p>これで承認された場合には、この手続的には本委員会で議題に挙がるのか、それとも事務的にされるということか。</p>

事務局	<p>手続としては、今後、要領等で細かい手続を決めていき、また来年度以降の手続についても、最終的には決定していく。申請書類は高知県教育委員会高等学校課に提出され、高等学校課で承認手続を一括して行い、当該中学校の方に知らせるといった流れになる。</p>
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 平成30年春の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第5号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第6号 事務局職員の人事議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
職務代理人 各委員 職務代理人	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第7号 教職員の人事議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

	<b>【非公開議案】</b>
職務代理者	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
職務代理者	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第7号 原案どおり議決